

質問回答書

公告No. :No. K022

公告日 :令和7年10月6日

工事名(件名) :ストックマネジメント計画に伴う設計業務委託

整理番号	質 問 事 項	回 答
1	特記仕様書(設計業務条件一覧表)のク 資料の貸与に、「四日市市公共下水道ストックマネジメント計画の成果物、対象路線の残存強度調査成果物」とありますが、既設管の管内調査結果および緊急度判定結果はあるという理解で宜しいでしょうか。	TVカメラ調査又は潜行目視調査についてはございます。劣化度調査結果については1829.5034.1830.1918.1626.4837路線については、別途契約中である業務にて進めており、11月上旬頃に資料の貸与を予定しております。その他の路線については別途公告中である「ストックマネジメント計画に伴う調査業務委託」にて行います。緊急度判定結果については管渠改築対象リスト一覧表の通りです。
2	作業項目表の既設管調査にチェックがついていますが、白本にある記載内容(別紙に示します)が今回業務に含まれるという理解で宜しいでしょうか。	TVカメラ調査又は潜行目視調査、劣化度調査は含まれておりません。

b) 管更生工法

作業項目	作業内容	
	区分	作業の範囲
1. 調査		
1-1 資料収集		上位計画図書、下水道台帳、既設管の竣工図書、土質調査、構造計算書、その他必要な資料の収集及び確認
1-2 既設管調査		TVカメラ調査または潜行目視調査、劣化度調査図書、本管下水量または水位調査の資料の収集及び確認
	管路内調査（注1）	TVカメラ調査または潜行目視調査、劣化度調査図書に基づき管きよの劣化状況や堆積物、支障物件等の有無等を管路施設内（注2）にて把握
	測量調査	測距、地盤高、管底高、管きよ断面、人孔の形状の測定等
1-3 現場環境調査		道路状況、周辺状況の把握
2. 設計計画		既設管の健全度評価、流下能力の評価、構造性能の評価、設計方針、更生工法の選定等
3. 各種計算		更生管等の計算
4. 耐震設計		
4-1 調査		耐震設計に必要な資料の収集、特性把握
4-2 条件設定		地盤条件（基礎面、地盤動レベル）、管きよ条件
4-3 耐震計算	（レベル1の場合）	液状化の判定（対応策検討は別途）、マンホールと管きよの接合部の計算（地震動による屈曲角、拔出し量）
	（レベル1及びレベル2の場合）	液状化の判定（対応策検討は別途）、マンホールと管きよの接合部及び管きよと管きよの継手部の計算（地震動による屈曲角、拔出し量）、管きよ本体の計算
4-4 照査		耐震設計に対する照査
5. 設計図作成		系統図、平面図、縦断面図、構造図等の作成
6. 数量計算		管更生、事前事後処理等の数量計算
7. 照査		設計計画の妥当性、各種計算書の適切性、各種設計図の適切性、各種計算書と設計図の整合性
8. 報告書作成		まとめ、概要書（設計の目的・概要・位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等）作成
9. 設計協議	発注者	との設計協議
		設計内容の協議

（注）1 TVカメラ調査または潜行目視調査、劣化度調査は、別途計上とする。

2 管路施設内とは、 $\phi 800\text{mm}$ 未満ではマンホール内の管1位置を、 $\phi 800\text{mm}$ 以上では管きよ内を示す。

3 取付管を改築する場合は、別途計上とする。

4 排水系統や計画下水量の見直し等が必要な場合は、別途、基本設計を行うか、必要な検討項目を計上する。

（４）業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務のかしが発見された場合、受注者はただちに当該業務の修正を行わなければならない。

1.13 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当り、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

1.14 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

1.15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、発注者，受注者協議の上、これを定める。

第2章 調査

2.1 資料の収集

業務上必要な資料、地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

2.2 現地踏査

特記仕様書に示された設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

2.3 地下埋設物調査

特記仕様書に示された設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

2.4 公私道調査

道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。

2.5 在来管調査

在来管調査は、2.3 地下埋設物調査で行う範囲を超える調査であり、管路、マンホール及びますの老朽度、堆積物の状況、破損の状態、構造、底高等現地作業を伴うものをいう。当該調査は別途計上とする。

2.6 既設管調査

管路内調査は、ＴＶカメラ調査又は潜行目視調査、劣化度調査図書に基づき管内にて管きよの劣化状況や堆積物等の有無を把握する調査であり、管きよの老朽度、堆積物の状況、破損の状態、構造、支障物件の状況等現地調査を伴うものをいう。ＴＶカメラ調査又は潜行目視調査、劣化度調査は別途計上とする。

また、測量調査によって既設管きよ及びマンホールの諸元を確認しなければならない。

2.7 現場環境調査

道路状況、周辺状況を現地にて把握し、工事の実施における制約条件を確認しなければならない。

第3章 設計一般

3.1 打合せ

（１）業務の実施に当って、受注者は発注者と密接な連絡を取り、その連絡事項をそのつど記録し、打合せの際、相互に確認しなければならない。

（２）設計業務着手時及び設計業務の主要な区切りにおいて、受注者と発注者は打合せを行うものとし、その結果を記録し、相互に確認しなければならない。